

耐震診断 建設課（吉備庁舎）

●補助内容

- ・木造住宅／無料で木造耐震診断士を派遣
- ・非木造住宅／耐震診断費用の3分の2を補助（上限8万9,000円）

●補助対象建物／次のすべての条件を満たす建物が対象

- ・有田川町内に存する個人所有のもので申請者が対象建物を所有し、居住または居住を予定している住宅であること。
- ・平成12年（2000年）5月31日以前に着工された専用住宅、併用住宅（延べ床面積の2分の1以上を住居として使用しているもの）、長屋または共同住宅。
※非木造住宅は昭和56年（1981年）5月31日以前に着工された住宅のみ対象。
- ・地上階数が2以下かつ延べ床面積200㎡以下のもの。

※木造住宅について、枠組壁工法、丸太組工法、鉄骨造等との混構造、建築基準法旧38条の認定工法は対象外となります。

※その他諸条件があります。詳しくはお問い合わせください。

●申し込み方法／申込用紙に必要事項を記入のうえ、お申し込みください。

- ・申込用紙の配布・受付場所／建設課（吉備庁舎）・清水行政局建設環境室
※申込書は、ホームページからも取得できます。
- ・受付期間／5月11日（月）～令和3年（2021年）2月5日（金）
※役場開庁日時に伴う。 ※期間中であっても、予算上限に達し次第、締め切ります。
※着工後の申請は受け付けません。
- ※申し込みには、建物の概要がわかる書類（固定資産の納税通知書など）や町税の完納証明書などが必要です。詳しくはお問い合わせください。



耐震診断の結果 耐震性が低い場合に次の補助が受けられます

①住宅の耐震改修費の一部補助

個人所有の戸建て住宅、長屋および共同住宅について、基準を満たす耐震改修（現地建て替えを含む）を行う場合、耐震改修費の一部を補助する制度です。

- ・補助金の額／上限116万6,000円
- ・募集戸数／4戸（抽選）

※募集戸数は予算の都合で増減する場合があります。

※令和3年（2021年）2月26日（金）までに、工事完了報告書を提出する必要があります。

●申し込み方法／申込用紙に必要事項を記入のうえ、お申し込みください。

- ・申込用紙の配布・受け付け場所／建設課（吉備庁舎）・清水行政局建設環境室
※申込書は、ホームページからも取得できます。
- ・受付期間／5月11日（月）～5月22日（金）※役場開庁日時に伴う。
※受付期間内に申込者数が募集戸数を上回った場合は抽選となります。
※受付期間内に募集戸数に満たなかった場合は、12月24日（木）までの期間、募集戸数に達するまで先着順に受け付けます。
※着工後の申請は受け付けません。

②耐震ベッド・耐震シェルター設置費の補助

個人所有の木造の戸建て住宅、長屋および共同住宅について、耐震ベッドまたは耐震シェルターを設置する場合、設置費の一部を補助する制度です。

- ・補助金の額／耐震ベッド・耐震シェルター設置工事費用の3分の2（上限26万6,000円）
- ・募集戸数／1戸（抽選）

住宅の地震対策は できていますか？

今後予想される大地震から命を守るためには、住宅の耐震性が重要となります。有田川町では、住宅の耐震化を促進し地震に強いまちづくりを進めるため、補助事業を実施しています。

ご利用ください 「代理受領制度」

木造住宅の耐震改修などに取り組みやすくなるため、「代理受領制度」を実施しています。

代理受領制度を利用すると、申請者は耐震改修工事費などから補助金を差し引いた額を用意すればよく、当初の費用負担が軽減されます。詳しくはお問い合わせください。